

公有水面埋立法

1. 案内情報

- 手続名 : 竣功認可告示日前の埋立地使用の許可
- 手続根拠 : 公有水面埋立法第23条
- 手続対象者 : 公有水面埋立免許を受けた者
- 提出時期 : 竣功認可告示日前に埋立地使用しようとする時
- 提出方法 : 工作物設置許可申請書を作成し、免許権者である都道府県知事又は港湾管理者に提出してください。
- 手数料 : なし
- 添付書類・部数 : 公有水面埋立法施行規則第12条第2項各号で規定する図面部数については、提出先にお問い合わせ下さい。
- 申請書様式 : 工作物設置許可申請書
- 記載要領・記載例 : 公有水面埋立法施行規則別記様式第七による。
なお個別詳細な要領等については、都道府県庁河川担当部局又は地方公共団体(港湾管理者)港湾担当部局にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- 提出先 : 都道府県庁河川担当部局又は地方公共団体(港湾管理者)港湾担当部局にお問い合わせ下さい。
- 受付時間 : 同上
- 相談窓口 : 同上

3. 手続情報

- 審査基準 : 都道府県庁河川担当部局又は地方公共団体(港湾管理者)港湾担当部局にお問い合わせ下さい。
- 標準処理機関 : 同上
- 不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)